平成２７年（フ）第１００４号
名古屋市南区六条町４丁目31番地
破産者　吉野　幸彦
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２９号
大分市大字木田1611番地の７（ハズハイム２番館301）
破産者　友永　勇治
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５４３号
埼玉県所沢市大字下安松1027番地の２、開始決定時の住所埼玉県所沢市東所沢和田２丁目32番地の12　エステ・スクエア東所沢304
破産者　鈴木　　剛
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２７号
埼玉県川越市岸町３丁目11―30　コージーコートドゥエルＡ201、住民票上の住所埼玉県川越市元町１丁目12番地７
破産者　山崎　正代
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８号
埼玉県所沢市大字山口2813番地の５　メゾン山口101、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字荒幡237番地の30
破産者　高山　英樹
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３４０号
埼玉県入間市河原町16番４号　宮岡マンション101
破産者　菅原　弘子
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８２号
長野県千曲市大字新山79番地
破産者　越田　良則
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第３４６号
静岡県焼津市祢宜島343番地の９
破産者　西貝　健児
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６４号
静岡市駿河区みずほ３丁目１番地の21　シェルティー・ハウスＡ棟105号
破産者　久保田好彦
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９６号
名古屋市天白区原５丁目3006番地　パルナス原50Ｂ、従前の住所名古屋市天白区平針２丁目1803番地　三旺マンション第３平針301号
破産者　坂梨　敦子
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２３号
滋賀県湖南市石部南１丁目１―25ハウゼ森の小径205、住民票上の住所奈良県五條市霊安寺町361番地の１
破産者　衣　　晋祐
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５４号
滋賀県湖南市三雲720番地１
破産者　小薗　真矢（旧姓大橋・万里川）
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４８号
山口県周南市大字久米505番地の７　グランエスト101号、前住所山口県防府市大字富海2306番地の１　望海荘
破産者　二宮　　崇
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３４６号
大分市大字永興692番地の９
破産者　正　　友法
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
宮崎県串間市大字西方3859番地１　第２串間マンション　Ｂ－３、前住所岡山市中区西川原77番地17
破産者　清水健一郎
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３３号
北海道滝川市空知町１丁目２番23号
破産者　鈴木　和子（旧姓岡田）
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
青森県十和田市東十六番町38番26号、旧住所愛知県名古屋市熱田区四番１丁目14番15号２階６－２号
破産者　伊藤　浩彦
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１３号
岩手県奥州市前沢区白山字舘67番地１
破産者　鈴木　秋博
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部